

平成 22 年 6 月 10 日（平成 22 年度総会承認）

会則（附則・細則）の追加

附 則

- 1 本会の設立当初の役員の任期は、第 9 条の規定に関わらず、当会設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 2 本会の設立当初の会計年度は第 18 条の規定に関わらず、当会設立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の設立時の会員は第 5 条の規定に関わらず、設立準備会に申し込みを行い設立準備会が承認した者とする。
- 4 会則のほかに細則を定めることができる。
- 5 本会の設立は平成 20 年 10 月 31 日とする。
- 6 一般社団法人日本コンクリート診断士会との連携を図るため細則を定める。

一般社団法人日本コンクリート診断士会との連携のための細則

平成 22 年 6 月 10 日

第 1 条 入会

一般社団法人 日本コンクリート診断士会細則第 1、第 2 条により、新潟県コンクリート診断士会への入会を以って、一般社団法人 日本コンクリート診断士会の会員とする。

第 2 条 会費の負担

新潟県コンクリート診断士会の会員は、一般社団法人 日本コンクリート診断士会細則第 4 条に従い、本会年会費の一部を一般社団法人 日本コンクリート診断士会の事業活動にあてる費用とする。

第 3 条 その他

一般社団法人 日本コンクリート診断士会の会員として行動するときは、一般社団法人 日本コンクリート診断士会の定款及び細則に従うものとする。

- 2 本細則は、平成 22 年 7 月 23 日に予定されている一般社団法人日本コンクリート診断士会の設立をもって施行する。